

労働関係情報 CU掲示板 2021年3月23日

お知らせや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしくお願ひします

●●【判決要旨全文】「同性婚できないのは憲法違反」札幌地裁が

https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp ハフポスト日本版編集部 3月17日

「法律上、同性同士が結婚できないことは憲法違反だ」として、複数の同性カップルらが国を訴えていた裁判で、札幌地裁の武部知子裁判長は3月17日 ...

● パート・アルバイトへの社会保険の適用拡大に関する特設サイトを開設／厚

労省 厚生労働省は、法律改正によるパート・アルバイトへの社会保険の適用拡大について、事業主を対象とした特設サイトを開設している。現在は、従業員数501人以上の企業で働くパート・アルバイトが社会保険の適用となっているが、2022年10月からは従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトも適用となる。同サイトでは、「社会保険料かんたんシミュレーター」により企業が負担する社会保険料を試することもできる。 [メールマガジン労働情報](mailto:mail@magazine-labor.com)

報3月3日1633号 <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/>

●● 報酬引き下げ「中止を」 ウーバー労組が抗議声明

料理宅配サービス「ウーバーイーツ」の配達員らでつくる労働組合「ウーバーイーツユニオン」は3月5日、配達報酬の一時的な引き下げに対し「あまりにも不当な料金で配達員の生活を破壊している。直ちに中止すべきだ」とする抗議声明を発表した。


東京都内で記者会見した土屋俊明（つちや・としあき）執行委員長は「最低賃金を大幅に下回っており、会社側に（差額分の）補＝（土へんに眞）（ほてん）を強く要求する」と語った。インターネットを通じて単発で仕事を請け負う「ギグワーカー」の権利を問い直す契機となりそうだ。ウーバーイーツジャパン（東京）は3月から、福岡県と京都府で新たな報酬体系を導入した。配達基本料の水準が下がり、関係者によると、報酬総額は平均で約3割下落しているという。新型コロナウイルス流行に伴う解雇や雇い止めで、ウーバーに収入を依存する配達員が増える中、突然の報酬引き下げに動揺が広がっている。会社側は、配達員は業務委託契約を結ぶ「個人事業主」であり、最低賃金制度や労働基準法は適用されず、雇用保険も対象外と主張する。ただ海外では2月に英最高裁判所でウーバーの運転手を「従業員」と認める判断が下された。日本でも「プラットフォーム」と呼ばれるIT企業への視線は厳しくなっており、ギグワーカーの在り方に関する議論が急速に進みそうだ。3月5日 共同通信配信 （雇用労働ニュース1689号 20210315 川井猛@共同通信）

● **ソニー社員 労災認定**/ 海外赴任 月 2 6 5 時間も残業/三田労基署

しんぶん赤旗 3 月 16 日 ● **マクドナルド相次ぐセクハラ**/労働者 3 人

が申し立て/米国 しんぶん赤旗 3 月 14 日 ● **東海第二原発の運転禁じ**

る 水戸地裁「防災体制は極めて不十分 東京新聞 3 月 1 8 日

...  <https://www.tokyo-np.co.jp/article/92269> ・東海第二原発の 30 キロ圏には 14 市町村があり、人口は原発の立地地域として全国最多。原告弁護団によると、事故時の避難計画の不備を理由に ...

● **コロナ禍によるパート等の「実質的失業者」は、女性 1 0 3 万人、男性 4 3 万人**
/民間調査

野村総合研究所は 1 日、「コロナによる休業・シフト減のパート・アルバイト就業者の実態に関する調査」結果を発表した。パート・アルバイト就業者のうち、「シフトが 5 割以上減少」かつ「休業手当を受け取っていない」人を「実質的失業者」と定義して推計したところ、2 月時点で全国の「実質的失業者」は、女性で 103 万人、男性で 43 万人。「実質的失業者」のうち、休業支援金を知らなかった割合は女性 48.9%、男性 49.7% にのぼった。 メールマガジン労働情報 3 月 5 日 1 6 6 4 号
https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2021/cc/0301_1

● **【立ち読み 知識 ⑤】** ● 飲食チェーン店で、面接時の仕事内容と手当支給などが違い、怒鳴られもするので辞めたいが、先輩は、一年契約中だから無理だと。【回答】大丈夫、辞められますよ。契約期間は、原則は三年を超えてはならず（労基法第 1 4 条）、面接時の約束と現実が異なる場合は、それを指摘して、即時に契約を解除できます（労基法第 1 5 条 2）。この場合、雇用保険法上は、正当な理由のある自己退職の特定受給資格者ですから、7 日間の待機期間で済みます。また有期で一年を超えて働いていれば、一年を超えた日以降、申し出で自己退職できません（労基法付則第 1 3 7 条）。退職後には、本来の処遇の請求を求め、労基署への申告やハラスメントを含め損害賠償請求も可能でしょう。 仲間を誘って、個人加盟労組に来てください。

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-3 3-1 0

東京労働会館 1 階 TEL 0 3-3 9 4 6-9 2 7 7 FAX 0 3-5 3 9 5-3 2 4 2

(組合費 月 2 0 0 0 円、内 1 0 0 0 円は労働共済費。協力組合員 1 0 0 0 円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟 3 千名を目標に拡大中。

中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細は CU 東京の HP をどうぞ。
お問い合わせ・情報のご提供は、直接ご返信か、maezawa-dan@cutokyo.jp 前澤 檀まで)